

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 6 月 28 日

金 曜 日

号 外(3)

目 次

規 則

○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則 1

~~~~~

## 規 則

~~~~~

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年 6 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第31号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和39年富山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第4条第1項第1号の当該設備にあつては製造の事業」の次に「又は旅館業」を加える。

第1号様式の2の備考の3の(1)、(2)、(5)及び(6)中「工業生産設備」を「生産設備」に改め、同様式の備考の3中(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第13項に規定する産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産業投資促進計画を策定した市町村の長が確認した旨を証する書類

第2号様式の3中

「
一設備の
工業番号
生産
」

を

「
一の番号
生産設備
」

に改め、同様式の備考の3の(1)、(2)、

(4)及び(5)中「工業生産設備」を「生産設備」に改め、同様式の備考の 3 中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

- (6) 租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 12 項に規定する産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産業投資促進計画を策定した市町村の長が確認した旨を証する書類

第 3 号様式中

所得税又は法人税の青色申告書	提出の有無	有 ・ 無	提出年月日	
----------------	-------	-------	-------	--

を

所得税又は法人税の青色申告書	提出の有無	有 ・ 無	提出年月日		資本金の額又は出資金の額	円
----------------	-------	-------	-------	--	--------------	---

に改め、同様式の備考の 2 中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 半島振興対策実施地域内における不均一課税の場合にあつては、租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 12 項又は第 28 条の 9 第 13 項に規定する産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産業投資促進計画を策定した市町村の長が確認した旨を証する書類
第 4 号様式中

所得税又は法人税の青色申告書	提出の有無	有 ・ 無
	提出年月日	

を

所得税又は法人税の青色申告書	提出の有無	有 ・ 無	資本金の額又は出資金の額	円
	提出年月日			

に改め、同様式の備考の 2 中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 半島振興対策実施地域内における不均一課税の場合にあつては、租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 12 項又は第 28 条の 9 第 13 項に規定する産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産業投資促進計画を策定した市町村の長が確認した旨を証する書類

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第 2 条第 1 項第 1 号の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- この規則による改正前の過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)

